第8回京都市都市緑化審議会 摘録

1 開催日時

平成30年6月26日(火)午後2時~午後4時

2 開催場所

職員会館かもがわ 3階 大多目的室

3 出席者(敬称略)

委員9名出席(4名欠席)

会 長 槇村 久子

副会長 深町 加津枝

委 員 秋谷 幸枝

委 員 井田 典子

委 員 江坂 幸典

委 員 小森 純 (欠席)

委 員 田中良明 (欠席)

委 員 中嶋 節子

委 員 長山 剛久

委 員 野間 秀行

委員 松谷茂 (欠席)

委 員 八代 章子

委員 山内康敬 (欠席)

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議題
 - ①「大宮交通公園整備事業」の事業者選定に係る諮問について
 - ②「梅小路公園賑わい施設」の事業者選定に係る諮問について
 - ③保存樹の新たな指定に向けた選定基準について
- (5) 報告
 - ①第34回京都まちとみどり写真コンクールについて
 - ②平成30年度のみどり政策推進室の事業について
- (6) 閉会





審議会の様子

諮問書を手交

5 会議録

議題①「大宮交通公園整備事業」の事業者選定に係る諮問について

[諮問]

鈴木建設局長から槇村会長へ諮問書を手交

「摘録] <委:委員,事:事務局>

委:大宮交通公園再整備事業は、全体工事をまとめる事業者を選定し、事業を 進めていくのか。

工事にもいろいろな種類があると思うが、どのようなことを事業者に求めていくのかについても部会で議論するのか。

事:答申にあるように自転車の安全教育をしていただける事業者を選定する。 再整備の範囲には、交通学習、すこやか、御土居等のゾーンがあるが、事 業者の財政的な部分もあるので、民間事業者にどこまで公園整備をしてい ただくのか、も含めて現在検討中であり、公募の審査項目にも反映させた いと考えている。部会の中でも議論していただきたい。

委: 答申にあるように全体のコンセプトを踏まえて提案をいただくのか。公園 と自転車のどちらを主にして整備を行うのか。

事: 答申で全体のコンセプトをまとめていただいたので, 答申に基づいて提案 していただいたうえで, 事業者を選定したいと考えている。

委:今後のスケジュールは、確定しているのか。

事:大宮交通公園事業者選定部会は2回開催することを予定している。1回目 の部会では評価基準等を議論していただき,2回目の部会では事業者から 出てきた提案内容を議論していただく。

今年度内に事業者選定の答申をいただく予定であり、平成32年度中の再 開園を予定している。

議題②「梅小路公園賑わい施設」の事業者選定に係る諮問について

「諮問」

鈴木建設局長から槇村会長へ諮問書を手交

「摘録] <委:委員,事:事務局>

委:梅小路公園は,4年間で2.5倍以上来園者が増えているが,どのような 年代が増えた等のデータはあるのか。

事:鉄道博物館,京都水族館等の集客施設ができて,家族連れや小学校,幼稚園の遠足で訪れる人が増えたと考えている。また,京都を訪れる外国人観光客が大幅に増えている中で,梅小路公園においても,中国の方を中心に外国人の来園者が増えてきたと感じているが,来園者の詳細を分析したデータはない。

委: 今回の検討している賑わい施設は、仮設の建物になるのか。本設の建物に なるのか。それとも、仮設か本設かを含めてこれから審議するのか。

事:仮設ではなく、本設の建物を建設する前提で進めていく。事業者の採算性の観点から、事業期間をある程度保証した中で公募したいと考えている。新駅設置等で梅小路公園は賑わっており、この好機に、さらに賑わいを生み出したい。公園としての機能を阻害されないように提案を求める予定である。

委:発掘調査は、公園整備の際に実施していないのか。

事:通常,建築物がない場合,発掘調査は実施していない。今回,発掘調査は 賑わい施設を整備する事業者で行っていただく。

委: 賑わい施設は、梅小路公園の風景になじんだ、森の中に施設があるような 新しいデザインで整備してほしい。

委: 賑わい施設を設置するとみどりが減るため, 市全体の緑地面積を減らさないように検討してほしい。

委:京都駅西部エリアの活性化と関係していると思うが、どのように連携しているのか。

事:大きなコンセプトとしては、京都駅西部エリア活性化の枠組みの中で、整備を考えている。新たな施設ができることによって周辺への波及効果も生じる。第一市場で整備される賑わいゾーンとの連携も図りながら、よりよいものが出来ればと考えている。

委:新駅の利用者は、梅小路公園利用者が多いのか。

事:新駅の立地上,公園利用者が多く利用すると考えられるが,一般的な駅であるため周辺の方も利用される。

委: 賑わい施設設置検討箇所 1,200 ㎡とあるが,何階建ての建物になるか,何店舗ぐらい入る施設になるのかなど,事業者に提案を募るときに想定している施設はあるのか。

事:このエリアは、建物の高さ20mの建築制限があり、一般的には4~5階 の高さまでは建設可能だと思うが、あくまでも、施設を整備する事業者の 提案次第である。店舗数等も想定のものはない。

募集要項でどのような項目を重要視するかは、梅小路公園賑わい施設事業者選定部会で御議論いただきたいと考えている。

委:七条入口広場に施設を整備することは考えていないのか。

事:七条入口広場は,新駅の整備に合わせ,現在工事を行っている。整備後も 広場として残す。

委:賑わい施設を導入する際に Park-PFI の手法を取り入れるのか。

事: Park-PFI は、事業者が公園施設と収益施設等を一体的に整備、管理して公園の魅力を生み出すことで収益を得るものである。公園管理者としては、事業者負担で公園の整備、管理を行えるというメリットがある。しかし、既に七条入口広場は、京都市事業として工事を行っているため、Park-PFI のメリットを活かせず、導入する予定はない。

委: 部会までに、梅小路公園にどのようなニーズがあるのか、客観的なデータ を揃えた方が良いのではないか。公園利用者や近隣に住んでいる方の考え はどうなのか。

事:以前,公園利用者に対してアンケートを取った際に,飲食店が少ないという意見をいただいている。京都市が市場調査を行う予定はないが,事業者が今後施設を運営し,収益を上げていくためには,事業者が市場調査を行うのではないかと考えている。

議題③保存樹の新たな指定に向けた選定基準について

[摘録] <委:委員,事:事務局>

委:これまで、保存樹が8件指定解除されているが、理由を教えてほしい。

事:指定解除した保存樹8件のうち6件は枯死,1件は所有者の自己都合(土地を相続した方が土地を売却される際に伐採),1件は保存樹を含む土地の 寄付により、公共用地となったことによる指定解除である。

委:保存樹に選ばれる木は大木であることが多く,維持管理費が所有者の負担 となっている。保存樹の維持管理費に対する助成金を増やす等の対応は考 えているのか。

事:保存樹を守る為にも助成金のあり方は検討していく(現状:樹勢回復等に要する費用の1/2 ただし30万円を限度)。

事:保存樹の助成のための予算額が決まっているなかで,助成金の上限を抑え, より多くの保存樹に助成できるようにするのか,助成金の上限を高めに設 定し,助成できる保存樹の数を絞る等についても検討が必要だと考える。

- 委:区民の誇りの木は、現状を把握できているのか。平成11~12年度に区 民の誇りの木を選定してから時間が経過しているため、新たに区民の誇り の木を選定することも検討していただきたい。
- 事:区民の誇りの木については、現状把握ができていない部分もある。今後、 可能な限り現状の把握を行っていく。
- 事:区民の誇りの木は、過去に市民の皆様からの御意見いただき、選んだという経過もあることから、新たに区民の誇りの木を選定するかについては、 今後の検討とさせていただく。
- 委: 資料に「保存樹と景観重要樹木の連携」との記載があるが、景観重要樹木 の指定が進んでいないため、これについては、京都市の担当部署でよく調 整してもらいたい。
- 事:保存樹は、街のシンボルとなるような木を選んでおり、景観の観点とは少し異なる部分もある。保存樹と景観重要樹木の指定の仕方については、住み分けをはっきりとするなど、今後、どのように指定していくか検討していきたい。
- 委:民間の重要な樹木は、保存樹に指定して守っていけるが、公共用地にある 重要な樹木は、保存樹に指定できない。公共用地にある重要な樹木につい て、保存樹に代わる制度が必要ではないか。
- 委:公共用地では、特に学校に立派な木が多いので残せる制度を作ってほしい。 事:学校にある樹木については、京都市立学校・幼稚園 「名木百選」という ものもあり、一定守られている面もある。
- 委:今回の選定基準では、社寺等の立派な木であっても、区民の誇りの木に選 ばれていなければ、保存樹に選ばれることはない。原則区民の誇りの木か ら選ぶことは良いとしても、例外を考えていただきたい。
- 委: 平成13年度のルールを踏襲すれば、旧京北町の樹木は保存樹に選ばれない。街中を外れた場所でも守るべき樹木があると思うので、今回の基準ではそのような場所も選定できるようにしてほしい。
- 事:まず、「市街地緑化の在り方」に「区民の誇りの木の中から、新たに継承 すべき樹木を保存樹として指定し、」と記載されており、この計画に基づ き区民の誇りの木の中から選定する方針を基本としている。
- 事:今回新たに選定する保存樹については、できるだけ幅広い樹木の中から 保存樹を選定したいと考えており、市街地だけでなく、市街化調整区域 や都市計画区域外にある集落内にある樹木も選定対象としていく。
- 事:参考に旧京北町エリアの区民の誇りの木については、平成26年度に29件指定している。

委:保存樹が家の近くにあることを知らなかった。もっとPRして多くの人に 知ってもらう必要がある。

報告①第34回京都まちとみどり写真コンクールについて

事: 今年度も実施するので、学生や職場等で積極的にPRしていただきたい。

報告②平成30年度のみどり政策推進室の事業について

委:円山公園の庭園修復工事見学会が非常に好評であったと聞いている。今後 も京都市の事業について,市民の方々にPRする機会を増やしてもらいた い。

委:事業が完成時だけではなく,事業の過程を見せる見学会も増やしていけば, 京都市の事業に対して理解が深まると思う。